

京-VER創出促進事業補助金の募集について

中小企業者等の皆さまが実施する温室効果ガスの排出量削減のための施設整備を支援

補助対象事業者 一府内(京都市域を除く)に事業所を有する以下の者一

- 中小企業団体の組織に関する法律第5条に規定する中小企業者
- 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体(同項第1号、第2号又は第5号から第9号までに掲げるものに限る。)
- 医療法人(常時使用する従業員の数が300人以下のもの)
- 社会福祉法人(常時使用する従業員の数が100人以下のもの)
- その他知事が適当と認める事業者(学校法人、農業法人等)
※京都府地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」については対象外となります。
※発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は補助対象外となります。
※財団法人、社団法人の取扱いにつきましては、常時使用する従業員が300人以下であり、公益法人改革法に基づく一般法人又は公益法人、若しくはこれら法人への移行が確実な法人を対象とします。

補助対象事業 一府内(京都市域を除く)の事業所において省エネ施設等を整備する事業及びこれに付随する事業一

整備例

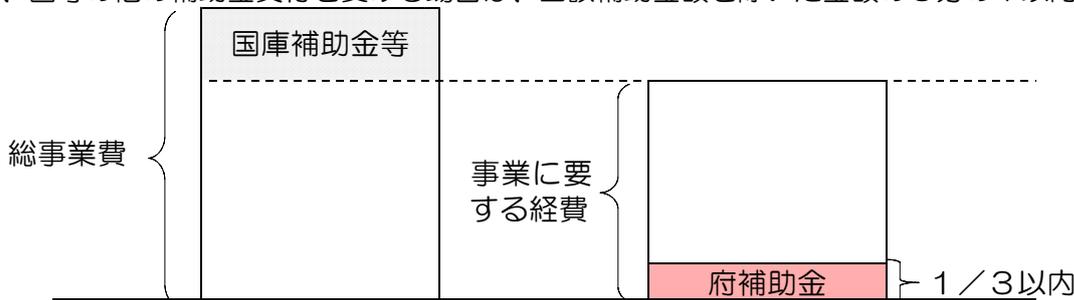
- 省エネ法によるトップランナー基準を満足するか、又はこれと同等以上の省エネ効率を有する次の機器等
- ▷熱源機器の省エネ化(冷暖房機器、給湯機器、工業用ボイラー等)
 - ▷照明機器の省エネ化(インバータ型蛍光灯、LED蛍光灯等)
 - ▷動力機器の省エネ化(工業用モーター、空調ファン等)・・・などの高効率な省エネ改修

補助要件(次の要件を全て満たすこと)

- 京都版CO2排出量取引制度に参加し、クレジットの創出に取り組むこと
- 事業の実施による温室効果ガス削減効果が20t-CO2/年以上
又は補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス削減効果が4t-CO2/年以上であること
- 平成25年3月末までに事業が完了すること

補助率及び補助金の上下限

補助対象経費の3分の1以内(上限10,000千円、下限1,000千円、1,000円未満の端数は切り捨て)
ただし、国等の他の補助金交付を受ける場合は、当該補助金額を除いた金額の3分の1以内



募集期間

平成24年5月7日(月)から6月8日(金)までの間に、補助金交付申請書を、下記の申し込み先まで郵送又は持参願います。〈郵送での申請の場合は当日消印有効〉
なお、補助金交付申請書は、京都府のホームページからダウンロードできます。

採択可否の決定

6月下旬に事業の採択可否を通知する予定です。
交付決定前に事業着手を行う場合は、あらかじめ指令前着手届を提出いただくことで、事業採択決定後に補助金の交付を受けることができます。(不採択の場合は補助金を受けられません。)

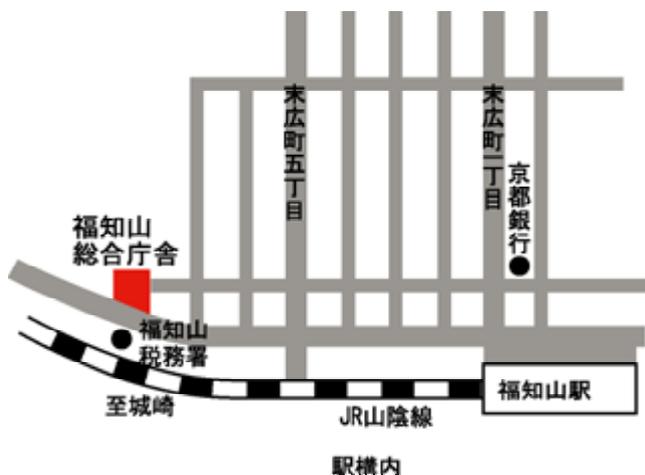
京-VER創出促進事業補助金事業説明会を開催します

説明会日程及び開催場所

□5月7日（月） 10時00分から12時00分まで
会場：宇治総合庁舎 大会議室（宇治市宇治若森7-6）



□5月9日（水） 10時00分から12時00分まで
会場：中丹西保健所 講堂（福知山市篠尾新町1丁目91）



※説明会への参加を希望される方は、参加希望会場、事業所名、参加者氏名、御連絡先電話番号を記載し、下記へEメール又はFAXにてお申し込み下さい。

お申し込み・お問い合わせ

京都産業エコ推進機構（事務局：京都府環境・エネルギー局地球温暖化対策課）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4830・4831・4708 / FAX：075-414-4705 / Eメール：tikyu@pref.kyoto.lg.jp

受付時間：午前8時30分～午後5時まで